

平成22年度 住宅税制の改正結果

所得税・個人住民税		結果
1	特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例措置 < 譲渡益の繰延 >	平成23年12月31日まで延長
2	居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰り越し控除の特例 < 買換え >	平成23年12月31日まで延長
3	特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰り越し控除の特例 < 売切り >	平成23年12月31日まで延長
贈与税		
4	住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税措置 現行500万円の贈与額を 平成22年 = 1,500万円 平成23年 = 1,000万円に 引き上げ 贈与を受ける者の所得は、2,000万円以下 * 現行の非課税500万円は、H22年中は、選択可	平成22年1月1日 ~ 平成23年12月31日 まで
5	相続時精算課税制度の特例措置 住宅資金の特例1,000万円の上乗せ廃止 贈与者の年齢制限なしは継 続	平成23年12月31日 まで延長
登録免許税		
6	認定長期優良住宅の所有権保存登記等の税率の軽減 < 長期優良住宅0.1% 一般住宅0.15% >	平成24年3月31日 まで延長
不動産取得税		
7	住宅及び住宅用土地の取得に係る新築みなし取得時期要件の特例措置 < 売却前非課税期間を6ヶ月から1年に延長等 >	平成24年3月31日 まで延長
8	認定長期優良住宅に対する税の軽減 < 課税標準から1,300万円を控除 一般は1,200万円 >	平成24年3月31日 まで延長
固定資産税		
9	新築住宅に対する税の軽減 < 税額を3年間1/2減額(マンション等5年間1/2) >	平成24年3月31日 まで延長
10	認定長期優良住宅に対する税の減額 < 税額を5年間1/2減額(マンション等7年間1/2) >	平成24年3月31日 まで延長
11	高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制 < 税額を5年間2/3減額 >	平成23年3月31日 まで延長
12	住宅に係る省エネ改修促進税制 < 持家を改修した場合、120㎡までを限度に翌年分の税額を1/3減額 >	平成25年3月31日 まで延長
13	住宅に係るバリアフリー改修促進税制 < 持家を改修した場合、100㎡までを限度に翌年分の税額を1/3減額 >	平成25年3月31日 まで延長